



# 横浜市社会福祉協議会 『共済 News』



横浜市社協  
年金共済キャラクター  
ハッチちゃん

<vol.39>  
2023年  
2月発行

ほら、  
よこはまは  
あったかい

【発行】社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当  
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7階  
TEL 045-201-2218 (平日 9時~17時) FAX 045-201-1661

- ◆事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに毎月掲載）
- ◆最新情報をメールでお知らせします。 **登録はこちらから** ⇒ [横浜市社協 メール配信](#)

## 春は加入者が増える時期です。申請前に本人様へ説明をお願いします！

年度末から年度初めは、加入・脱退・異動等の申請が多くなる時期となります。  
職員の加入手続きにあたり、必ず申請前にご本人様へ制度概要等ご説明をお願いします。

手続き前に『あらまし』と『重要事項説明書』等で本人様へ制度の説明をお願いします。

○『あらまし』『重要事項説明書』とは…

加入前に知っていただきたいこと（しくみ、掛金、給付金等）を簡潔にまとめています。  
加入申請の前に必ず本人へお渡しし、担当者様からご説明くださるようお願いいたします。

『あらまし』と『重要事項説明書』は下記本会 HP からダウンロードできます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/kaiin/nenkin-kyosai/download.html>

※正式加入となった方へは、冊子「年金共済事業のご案内」もお渡しください。



### <特に重要なポイント>

- 加入期間 1 年未満で退職された場合、退職金の支給はありません。  
→ 6 カ月以上 12 カ月未満での退職は、慶弔給付金 1 万円のみのお支払いとなります。  
退職給付金の支給はありません。  
また、6 カ月未満で退職の場合、慶弔給付金・退職給付金共に支給はありません。
- 掛金の支払方法について  
→ 特に、給与から天引きする場合、事前に本人様にご承知いただくことが大切です。
- 退職せずに共済事業を「脱会」する場合、原則として給付金は 1/2 に減額されます。
- 加入期間が長くなるほど、支給乗率が上がる仕組みとなっています。
- 転職する場合、条件を満たせば（転職先が本共済事業に加入しており、掛金納入期間に空白が生じない）加入を継続できます。  
※法人毎に加入できる職員の範囲は異なります。転職し、継続加入したい場合、必ず事前に本人から転職先法人へ確認してから、手続きを進めてください。

4/1 から加入する職員のシステム申請は、3/20 から入力ができます。（4/10 入力締切）  
（～4/11 以降に加入する職員の加入申請は、翌月以降の入力となります）

### <3月の事務スケジュール>

①【提出書類の締切日】 **施設・団体** ⇒⇒⇒ **社協（共済担当）** **3/10 締切**  
※10日が土日祝の場合は前営業日が締切となります。

②【給付金振込日（2/10≠受付分）】 **3/10 予定**  
【支給通知書の発送 3/10 振込分】 **3/10 頃予定**

③【加入者の承認通知書・掛金請求書等（3/10 締め受付分）】  
**社協（共済担当）** **3/20 頃発送予定** ⇒⇒⇒ **施設・団体**

※払込取扱票は従来どおり郵送します。

それ以外の書類は「郵送希望あり」の施設様のみになります。

